

原議保存期間	3年（令和8年3月31日まで）
有効期間	一種（令和8年3月31日まで）

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿

警察庁丙組組二発第2号、丙組組一発第19号
令和4年12月8日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

分裂後の山口組関係団体間の対立抗争等に伴う取締りの更なる強化等について（通達）
六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う取締り等については、「六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う取締りの更なる強化等について（通達）」（令和2年3月30日付け警察庁丙組暴発第4号ほか。以下「旧通達」という。）等に基づき推進してきたところ、六代目山口組と、神戸山口組から離脱した池田組に関連して、刃物や銃器を使用した事件が続発している状況を受け、本日、関係県の公安委員会が両団体を特定抗争指定暴力団等に指定したことにより、警察庁においては、旧通達に基づく「六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部」を改組し、分裂後の山口組関係団体に対する取締りの更なる強化等を図るため、別紙「分裂後の山口組関係団体対立抗争等集中取締本部」を設置することとした。

各都道府県警察にあつては、下記の点に留意しつつ、一層の取組を強化されたい。
なお、旧通達は廃止する。

記

1 体制の構築

関係都道府県警察にあつては、既存の取締り体制を見直し、部門横断的な取締り体制による、分裂後の山口組関係団体（以下「関係団体」という。）に対する集中取締本部を構築し、最大限の効果が発揮されるよう努めること。

2 関連情報の収集

各部門の特徴、強みを生かして関係団体に係る各種情報収集の強化に努め、関連情報を入手した際には、断片的なものを含めて細大漏らさず警察庁に速報すること。

3 取締りの強化

これまでに認知した事件のみならず、埋もれた事件を掘り起こして関係団体に対する捜査を徹底するとともに、対立抗争に起因する事件の続発を防止するため、その火種となり得るものを含め、関係団体に対する取締りを徹底し、組織トップを含む構成員等を大量検挙して長期隔離しつつ、犯罪収益を剥奪することにより、組織の弱体化に努めること。

また、徹底した銃器情報の収集を行うとともに、部門間で情報共有を図りつつ、反復

した捜索により、銃器等の押収に努めること。

4 警戒の強化

これまでに銃器等を使用した殺傷事件が発生していることを踏まえ、警戒に当たっては、万が一にも一般市民が巻き添えになることがないように、既に発生した事件に関する情報や組織動向等に関する情報の収集・共有・分析に基づき、場所の選定、警戒態勢、要員の配置、警戒の方法等について十分に検討し、装備資機材を活用して受傷事故の防止にも十分に留意しつつ、市民の安全確保に万全を期すとともに、適切な情報提供等により、地域社会の不安の払拭に努めること。

また、管内の攻撃対象となる可能性が高い人物・関係先等に対する警戒方法等の点検・見直しや、装備資機材を有効活用するなど、不法行為の抑止、警戒の更なる強化に努めること。

なお、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争が長期化している中での六代目山口組と池田組の対立抗争であり、特定抗争指定暴力団等としての指定に係る警戒区域については、人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域として定めているものであることを踏まえ、警戒に一層の万全を期すべく、幹部は様々な機会を捉えて警戒要員に対する督励を実施し、緊張感の保持に努めること。

分裂後の山口組関係団体対立抗争等集中取締本部（設置要綱）

1 任務

分裂後の山口組関係団体間の対立抗争等に伴う情報収集、取締り、警戒活動等の更なる推進を図る。

2 構成及び運営

- (1) 分裂後の山口組関係団体対立抗争等集中取締本部（以下「本部」という。）は、本部長及び構成員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長	刑事局組織犯罪対策部長
構成員	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長 生活安全局生活安全企画課長 交通局交通指導課長 警備局警備運用部警備第一課長

- (2) 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、本部への出席を求めることができる。
- (3) このほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

3 庶務

本部の庶務は、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課で行う。

4 設置期間

令和4年12月8日から当分の間